

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第30回）

議事録

日時 令和2年3月31日（火）14:00～16:00

場所 名古屋能楽堂 会議室

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学教授	副座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長・ 元愛知淑徳大学非常勤講師	
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	

オブザーバー

平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
洲崎 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護室

- 報告
- (1) 全体整備検討会議及び各部会の関係性の整理について
 - (2) 「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事」における特別史跡のき損について
 - (3) 名古屋城天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の素案について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第30回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>資料のご確認をいたします。会議次第、A4 が 1 枚。出席者名簿 A4 が 1 枚。座席表 A4 が 1 枚。会議資料として資料 1 から資料 3 のそれぞれ各 1 部です。会議資料とは別に特別史跡名古屋城跡に関する市長コメント A4 が 1 枚、以上です。</p> <p>それでは議事に移ります。ここからの進行は、座長に一任いたします。瀬口座長、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>(1) 全体整備検討会議及び各部会の関係性の整理について</p>
瀬口座長	<p>資料を説明していただいてから、皆様方にご意見を伺いたと思います。まず議事 (1) の全体整備検討会議及び各部会の関係性の整理についてです。事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料として、資料 1-1、1-2 の A4 が 2 枚と、資料 1-3 の A3 が 1 枚です。まず、資料 1-3 をご覧ください。名古屋市事務局と、全体整備検討会議、全体整備検討会議の中の各部会との関係性を表した図です。この図の左側が、これまでの名古屋市から全体整備検討会議、あるいは各部会への検討事項の取り扱い方、意見の求め方を表しています。右側が今後の改善案をお示ししています。今までの付議の仕方は、名古屋市から議題、議事事項により、直接全体整備検討会議にかけたり、直接各部会へかけたりという選択をして、ご意見をいただくという状況でした。右側の今後については、まずは名古屋市から全体整備検討会議のほうへ検討事項の付議をし、その中で必要な検討事項については、専門のより詳細な検討が必要なものについて、それぞれの専門の部会へ再付議をいたします。各部会で詳細な検討をしていただいたうえで、全体整備検討会議へその結果をご報告し、最終的に全体整備検討会議でご意見をいただき方向性を決めていく、という流れにしていきたいと考えています。</p> <p>2 点目として、埋蔵文化財について意見聴取する担当部会について、資料 1-1 をご覧ください。今回、特別史跡名古屋城跡について地下遺構にき損事故を発生させたという事の重大さを鑑み、有識者の指導・助言を得ながら現況を精査し、遺構のき損状況の正確な記録を作成するとともに、徹底した再発防止対策、石列の詳細な調査、石列の修復方法をすみやかに検討する必要があります。石垣部会には、埋蔵文化財に精通している構成員がおり、先回の全体整備検討会議の中でも、御深井丸の埋蔵文化財について検討することもお願ひしていたこともあり、特別史跡名古屋城跡における埋蔵文化財については、基</p>

	<p>本的に石垣部会から意見聴取するというにさせていただきます。これにあわせて部会の名称を、石垣部会から「石垣・埋蔵文化財部会」に改称したいと考えています。</p> <p>なお、他の部会で主として所管する検討事項との関連する関連性ですが、四角で囲った中に書いてあるように、埋蔵文化財については、他の部会で主として所管する検討事項に関連するものを除いて、石垣・埋蔵文化財部会の所管とすることがひとつです。他の部会で主として意見聴取すべき検討事項については、まず全体整備検討会議から該当する、主として意見聴取すべき部会に下ろして意見聴取したうえで、その結果を全体整備検討会議に諮ります。その中で埋蔵文化財に関することについては、全体整備検討会議から石垣・埋蔵文化財部会に意見を求めることにしたいと考えています。</p> <p>3つ目として、資料1-2をご覧ください。複数の部会に関連する検討事項の取り扱いについてです。全体整備検討会議のもと、4つの部会が専門の事項を検討するために設置されています。この中で、複数の部会に関連する検討事項について、それぞれの部会の意見を調整し、総合的な意見を機動的に調整するために、全体整備検討会議のもとに調整会議というものを新設したいと考えています。四角の中ですが、全体整備検討会議のもとに複数の部会に関連する検討事項について、事前に幅広く意見聴取を行う調整会議を設置し、全体整備検討会議で必要と認めた検討事項について、意見聴取を事前に行います。調整会議に招集する構成員については、関係する部会座長さんご相談のうえ市長が招集することといたします。調整会議については、事前の意見聴取ですので非公開で開催し、議事進行は市で行います。調整会議で意見聴取した検討事項に対して出された意見については、市が取りまとめたうえで、全体整備検討会議に諮り、それぞれ関係する部会に検討事項とともに付議します。それぞれの関係する部会で検討事項について意見聴取したものを、全体整備検討会議にご報告し、最終的な方向性を決定するという流れで進めていきたいと考えています。</p>
瀬口座長	今ご説明された事柄について、ご意見ををお願いします。
赤羽構成員	お尋ねをしたいのですが、4つ部会がありますが、各部会の現在の構成員の人数は何名でしょうか。
事務局	建造物部会は5名、現在の石垣部会は5名、庭園部会は4名、天守閣部会は7名です。
赤羽構成員	<p>石垣部会は、つい先ごろ、1名、地盤工学の方に入っていて5名になりました。ありがたいことと思っています。</p> <p>先ほどのご説明で、埋蔵文化財の課題が全般におよぶということが想定されます。現在、石垣部会は5名いますが、埋蔵文化財に特化されている方は1、2名くらいです。こういうことで、埋蔵文化財と石垣の論議を重ねていくうえで、人数が足りないように思います。ぜひ、埋蔵文化財の専門家の、特に若くて実力のある方をお願いしたいと思います。</p> <p>もうひとつは文献の方を、石垣・埋蔵文化財部会にぜひ加えていただきたいということを、お願いしたいと思います。</p>

	現在の全体整備検討会議の構成員の方は、今日全員御出席ですが、この方々の所属する部会は、どのようになっていますか。
事務局	瀬口座長は天守閣部会、丸山副座長は庭園部会、赤羽様は石垣部会、小濱様は建造物部会に所属されています。高瀬様は、部会の所属はありません。麓様は建造物部会と天守閣部会、三浦様は天守閣部会に所属されています。
赤羽構成員	<p>全体整備検討会議の構成員の要件を、しっかり決めておいたほうが良いと思います。全体整備検討会議のしめる方のバランスをしっかり考えてやっていただければと思います。</p> <p>もう1点お願いしたいのが、全体整備検討会議で、資料1-3の今後というところで、全体整備検討会議(1)特別史跡名古屋城跡の全体整備に関する事、(2)特別史跡名古屋城跡の保存活用に関する事とありますが、3つ目にぜひ特別史跡名古屋城跡の調査・研究に関する事というのを、この場でも論議がされるようなシステムにしたいと思っています。こういう話が出るとは思いますが、調査・研究ということが、せっかくセンターが設置されたにも関わらず、実践的に動いているということがされていないのではないかと思います。調査・研究の内容を、全体整備検討会議の中でも論議をしていく必要があるのではないかと思います。特に、埋蔵文化財と先ほどお話されましたけども、古文書など文献類、美術工芸など、保存カウンセラーが、これから名古屋城の調査・研究で必要なことを扱う、そういう調査・研究を全体整備の中でみんなで論議しあうシステムにしたいと思っています。皆さん、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご提案いただいた、石垣・埋蔵文化財部会となっていく石垣部会ですが、埋蔵文化財のご専門の先生、あるいは文献等の増員について今後検討していきたいと思っています。</p> <p>全体整備検討会議についても、よりよいかたちになっていくように検討を進めていきたいと考えています。</p>
事務局	もう1点、赤羽先生からありました、全体整備検討会議の調査・検討内容についても、調査・研究を入れるかについても検討していきます。また石垣部会、全体会議でもお諮りしていきたいと考えています。
瀬口座長	<p>ほかに、ご質問はどうでしょうか。</p> <p>それでは、議事の(1)は、整理をお願いします。</p> <p>2つ目の議題、「名古屋城展示収蔵施設(仮称)外構工事」における特別史跡のき損についてです。事務局からご説明を伺いたいと思いますが、まずその件に関して市長さんのコメントがありますので、市長さんのコメントからお願いします。</p>
	(2)「名古屋城展示収蔵施設(仮称)外構工事」における特別史跡のき損について
事務局	3月27日に、本日の全体整備検討会議に向けて、市長よりコメント

	<p>が出されていますので、簡単にご報告させていただきます。</p> <p>1点目は、特別史跡名古屋城跡内における遺構のき損について、26日に文化庁へ再発防止対策の中間報告を行い、そのときにいただいた助言をふまえたものを、本日の議題としてお諮りしているということです。</p> <p>2点目は、新たな工程の素案について、本日議題としてお諮りしています。天守閣木造復元事業が実現可能な手順、工程であるかについて、本市の考え方に誤りがないかどうか、ご意見をいただきたいと思えます。先ほどご説明したとおり、竣工時期を確定するものではないです。木造復元事業を進めていくためには、新たな工程を確定させていくことは非常に重要であると考えていますが、まずはき損事故への対応に最優先に取り組み、そのうえで文化庁、地元有識者からご意見をいただきながら、さらに検討を進めていきます。き損の重大案件を含め、木造天守閣の竣工に関して、市民にご心配をおかけしていますが、一つひとつ課題をクリアして、少しでも早く木造天守閣をお届けすること。以上のことを記者会見で発言しています。このあと議事に入る前に、ご報告させていただきました。</p>
瀬口座長	それでは、議事のほうのご説明をお願いします。
事務局	<p>資料2に中間案の概要、冊子で特別史跡名古屋城跡における遺構のき損等事故再発防止対策(中間案)をご用意しました。冊子の中間案を使って、ご説明いたします。</p> <p>このたび、国民の貴重な財産である特別史跡の遺構をき損してしまったことを深くお詫び申し上げます。今回のき損事故が、特別史跡の管理団体として、すべてが甘いと判断されてもいたしかたない、全国でも例をみない事態だと考えています。二度とこのようなことが起きないように、観光文化交流局の中の行政管理委員会のもとに、事故調査委員会を設置し、教育委員会文化財保護室と事務局が共同し、今回の事故の精査、原因の究明を行い、これに基づく再発防止対策を中間案として取りまとめたものが、この冊子です。今後、文化庁や地元有識者、あるいは法律の専門家などの意見をふまえ、修正、加筆し、最終の再発防止対策としてまとめていきたいと思っています。</p> <p>2ページをご覧ください。き損の発生した状況、経緯が、2としてまとめてあります。発生日時は令和2年3月2日、午後1時30分から掘削作業にとりかかり、学芸員が気づいて作業を止めた午後2時30までの1時間間に、き損が発生しました。発生した場所については、名古屋城内の西之丸、新たに展示収蔵施設を建設しているところの外構で、六番御蔵の平面表示を行う予定の東端の、南北にあった石列です。事故に至るまでの経緯は、平成24年に、この区域全体の展示収蔵施設計画を作成するための試掘調査を、それぞれ遺構があったと思われる場所のポイントを絞り行いました。この際、六番御蔵に関する地点として、六番御蔵の南側で試掘を行い、石列を検出しています。この試掘については、全体整備検討会議の構成員の皆様方に、現場視察をしていただき、全体整備検討会議に結果のご報告をさせていただきました。その後平成28年度に、外構工事の設計を行っています。平成30年12月に、全体整備検討会議で外構工事等の概要をご報告しましたが、具体的な設計内容については触れていませんでした。蔵跡</p>

位置を確認するための試掘を、30年度末、ちょうど1年前の31年3月に行っています。この際、六番御蔵の北側で試掘を行いました。石列の確認はできていません。近世包含層という、近世の遺物が混入した地層を確認し、そこが遺構面という認識をしました。令和元年度になり、平成28年度に行った設計の修正を行いました。六番御蔵の遺構表示に関する高さの設定について、南側の石列の頭の高さと、北側の近世包含層との高さを保護すべき遺構面と捉え、結んだ高さを保護すべき高さという認識をもって、それに一定の保護層を設けて設計を行いました。南から北へ下がってくるという設計の高さを行いました。石列が実際は一定の高さで、ほぼ水平でしたので、施工に対して石列にあたってしまい、き損を起こしてしまったという経緯です。施工に入った段階で、施工業者に十分な遺構に関する情報を、ここに遺構が検出されているなど具体的な情報を伝えていませんでした。施工業者は、遺構の存在の認識もなく、施工を進めてしまいました。

7ページをご覧ください。事故発生時の職員等の監理の状況が、図に示してあります。工事の監督関係ですが、発注者側の監督は名古屋城総合事務所の事務所内で事務作業を行っており、現場では立ち会いをしていませんでした。学芸員については、黄緑色の丸で表示している、工事現場内の作業場、事故箇所とは違う箇所にそれぞれ、柵の設置工事のために行った掘削の穴の中で掘削断面の調査作業を行っていたために、まわりを見渡すことができず、すぐに気づくことができなかった状況です。

次に9ページから15ページにわたり、名古屋城総合事務所と文化財保護室、それぞれの事故につながった問題点と原因を、試掘調査段階から設計時、現状変更許可申請時、有識者の会議、工事、施工者、立ち会いと段階ごとに表にまとめました。表にまとめた問題点と原因を整理したものが、15ページです。15ページで、ご説明いたします。問題点として、整備に先立ち試掘調査を行いました。遺構の状態を確認するには十分とは言えない調査でした。その試掘調査に基づいて外構工事の設計を行いました。工事を担当する保存整備室と、調査を行った調査研究センターの間で十分な情報共有ができず、また内容についてしっかり確認していなかったために、本来掘削を行わないように設計すべきところを、掘削を伴うような設計をしたばかりではなく、掘削の深さの設定が適切でないという事態が生じていました。この設計に基づいて現状変更許可申請を行いました。この段階で工事内容についてのチェックが、名古屋市総合事務所の中でも、文化財保護室においても適切に行われていませんでした。学芸員の立ち会いについても、工事担当の保存整備室では、申請書に立ち会いを行いますと明記した部分のみ立ち会いが必要という認識でいたということです。これが誤った認識であったと考えています。立ち会いを明記した部分のみ、学芸員の立ち会いを依頼していました。調査研究センターの学芸員は、立ち会いについてはすべての作業に必用であるという認識のもとに、立ち会いを行う前に齟齬があるということを思っていたわけですが、組織的に齟齬を解決することができず、そのまま作業を進めてしまいました。

次に工事の施工段階において、工事担当の保存整備室では、週間の工程表は施工業者から受け取っていましたが、日々の具体的な、どこ

で何をするという作業内容の把握をできていませんでした。学芸員についても立ち合いを見なされた場所以外の状況を、作業内容を聞いていなかったということがあります、把握できていませんでした。事故が起きた当該地点で掘削を行うことを、誰も把握していない状況でした。そういう中で、掘削の方法についても、人力で掘削するようという指示がなく、遺構の存在についての具体的な説明を行わなかったため、施工業者としては石列が遺構であるという認識がないまま重機で掘削を進めてしまいました。この間、全体整備検討会議等で有識者に諮るという手続きを行わなかったために、有識者の方々のチェックを受けることもなく進んでしまいました。

こうした問題点が発生した原因について、大きく5つにまとめたものが、16ページから17ページにあります。1つ目として、各種の工事等から史跡を保存するという基本的な考え方について、名古屋城総合事務所内で、共有・連携の仕組みが十分ではなく、それぞれの組織・個人が独自の判断をしていました。2つ目は、名古屋城総合事務所内の整備部門と調査部門間の意思疎通を図る機会や仕組みが十分でなく、さらに文化財保護室との役割分担が不明確だったために、問題点を確認し、修正することができなかったということです。3つ目として、工事に至るまで、設計段階、現状変更許可申請の段階、あるいはこういう全体整備検討会議の機会など、いろいろチェックする機会がありましたが、そのチェック機能が適切に果たされなかったということです。4つ目は、実際の工事現場での工事監督、学芸員の立ち合いが適切に行われているかを確認し、修正することができなかったということです。5つ目としては、特別史跡を管理していることの認識の徹底や、名古屋城総合事務所の職員の知識や経験の向上など、継続的に、中長期的に取り組むことが十分に行われてこなかったことが挙げられると思います。

こうした原因が、各段階で積み重なったことが、今回の重大な事態を招くことになったと考えています。特別史跡を管理しているという責任を深く自覚し、あらゆる段階で起こり得るミスを未然に防ぐための仕組みを講じることが、今回の事故の再発防止対策になると考えています。

18ページ以降に、再発防止対策についてまとめてあります。基本原則として、特別史跡に指定されている意味をよく自覚し、遺構等、特別史跡全体の適切かつ厳格な保存を最優先し、遺構等の保存に影響をおよぼすことのないように、慎重に整備・活用を図っていくことを再認識し、組織的に共有することとします。それぞれ(1)から(5)まで、先ほどの原因に対応したかたちでの再発防止対策をまとめています。(1)は、史跡の保存のための基本的な考え方の徹底と共有です。史跡の保存に影響をおよぼす可能性がある行為の計画に際しての基本的な考え方、取るべき手続きについて、年度当初に名古屋城総合事務所職員全体に対して研修を行い、以下の留意事項に示すような基本的な考え方に沿って、工事等の事業の計画・立案がなされるための意識付けを行い、留意事項の中には史跡の整備する際の基本的な考え方をまとめてあります。(1)の2つ目は、史跡の整備事業の進め方の整理と共有です。史跡の整備事業について、統一的な方針や具体的な手順に基づいて事業を進めることについて、考え方を整理し、別途ガイドラインとしてまとめ、整備事業に関係する職員が共有するようにしま

す。

(2) は、組織間の意思疎通と役割分担の明確化です。設計段階から工事成功段階にいたるまで各段階において、打ち合わせの場を必ず設け、その打ち合わせを行わないと次の段階へ進めないという、確実な意思疎通を行う機会と仕組みを確保します。留意事項として、設計段階において事前説明を行う、関係者が集まる打ち合わせの場を必ず設け、お互いにチェックを確実に行います。設計内容に関する関係者の共通認識を持つこととします。現状変更許可申請に際しても、関係者が集まってしっかり内容を確認したうえでチェックを行います。工事施工段階においても、工事担当者、学芸員、工事施工業者すべてが参加する打ち合わせの場を必ず設けて、施工を予定する現場の確認を行い、それぞれの作業内容をチェックし、認識の違いが生じないような、共通の認識をもつような場を設けます。現状を変更する行為を行う場合には、その作業状況を後ほど確認できるように、写真撮影を行うほか、動画の撮影も行い、記録を保存していくことも行っていきたいと考えています。学芸員の立ち合いについては、日々の作業に伴う立ち合いについて、現場にいる名古屋城調査研究センターの学芸員が行い、作業工程上の節目における立ち合いについては、教育委員会事務局文化財保護室の学芸員が行います。役割分担をしっかりと、現状変更許可申請にはその内容をしっかりと、正確に記載したうえで許可をいただいきたいと考えています。日常の点検と関係者の情報共有ということで、今まで週間工程しか受け取ってきませんでしたが、日々の作業内容を書面で施工業者から受け取り、関係者全員で共有できるように周知していきたいと考えています。

(3) は、各段階におけるチェック機能の強化です。現状変更許可申請の提出時が、一番チェックする最後のとりでになると思います。この段階において、申請するためには、名古屋城調査研究センターが一元的に集約したうえで、名古屋城管理事務所内での確認の場において、その妥当性について検討していきたいと考えています。また、申請書の提出の前には、名古屋城総合事務所の担当職員、あるいは調査研究センター、文化財保護室の学芸員による検討会議を開催し、内容が適切であるかどうかのチェックを行う場を設けることを考えています。次に有識者会議によるチェック機能の発揮です。今回全体整備検討会議の運営を見直し、埋蔵文化財を担当する部会を明確化するとともに、設計段階、工事施工段階において、有識者会議に諮り、指導・助言を受ける手続きを厳格化していきたいと考えています。

(4) は、工事現場で工事監督・立ち合いを適切に行うための統一的手順の明確化です。名古屋城内において工事等を行う際に、工事の計画・設計から現状変更許可申請、工事施工の各段階にわたり、それぞれの工事監督あるいは学芸員が立ち合いについて、組織として統一された適切な手順を明確するためのマニュアルを作成し、職員に周知、徹底することを行っていきたいと考えています。次に、学芸員による確実な立ち合いの実施です。名古屋城内における工事施工に際しては、必ず本市の学芸員が立ち会うこととし、作業が計画通りに行われているか、遺構に影響をおよぼす作業が行われていないか、計画上予見していなかった問題が生じていないかを確認していきます。それぞれ問題が生じた場合には、すみやかに学芸員の判断、あるいは必要なところに相談し、判断をおおぐという方策をしていきたいと考えて

	<p>います。</p> <p>(5) は、特別史跡を適切に管理するため、今後継続的に取り組む対策です。ひとつは、職員に対して、特別史跡に対する意識の改革と能力の向上を行います。名古屋城に関係する職員全員に、特別史跡名古屋城についての研修を実施し、文化財保護法上の手続きについての研修も実施していきたいと考えています。次に、学芸員の能力・経験の向上です。名古屋城調査研究センター、および文化財保護室の学芸員が、十分な役割を果たせるように、組織のレベルでも、個々の職員のレベルでも知識・経験の向上を図るような、先進事例を学ぶ機会を設けたり、研修会を行うなどし、知識・経験の向上をはかっています。次に、事業執行体制の強化です。名古屋城総合事務所の事務執行体制を強化し、特別史跡を適切に保存・整備し、活用を図っていくための組織改正等も含め、事務執行体制を強化していきたいと思います。次に、外部監査制度の導入です。このような、特別史跡をき損する事故が二度と起こらないように、再発防止対策が名古屋城総合事務所において適切に実施・運用されているか、さらなる対策の必要性があるか否かについてチェックするために、年に1回程度、外部の方、想定で文化庁さん、愛知県さん、有識者の方と書いてありますが、今後、そういう外部の監査委員会の設置を検討し、外部監査制度を導入していきたいと考えています。</p> <p>次に、現場のき損状態と今後の修復方針です。今回のき損により、六番御蔵の東辺の基礎部分に存在した石列が66個外されています。石列の空いている空間と外された個数が、概ね合致しますので、概ね復元ができる数量の石材が残されていると考えています。これらの石材を用いて石列を修復するため、今後行うべき調査、その成果の分析、修復の方針や具体的な方法などについて、有識者に諮りながら別途計画としてまとめていきたいと考えています。有識者に審議をお願いする部分については、先ほど新たに役割を増やした、石垣・埋蔵文化財部会で審議していただきたいと考えています。</p> <p>まとめとして、組織間の情報共有が十分でなかったということ、正確な情報伝達できていなかったことから、多角的な視点でのチェックが十分に機能していなかったなど、事業を進める一連の流れの中で起こった様々な要因が複雑にからみあって起こったものと考えられます。設計から施工までの各段階で、名古屋城で工事に関わるすべての人に対して再発防止対策を周知、徹底し、二度と事故が起きないようにしたいと考えています。あわせて、今回き損が起きた事故現場について検証してきましたが、今回の工事現場について、き損事故が発生した場所以外でも問題となる箇所はないか、今後あわせて詳細に調査、検証を行っていきたいと考えています。</p>
瀬口座長	ご質問、ご意見をお願いします。
高瀬構成員	<p>六番御蔵を平面表示しようということが、今回の事故の原因でした。まず、発掘調査が十分行われていないですね。今日、現地を見ましたが、発掘調査を十分行って、遺構がもし遺っていなければ絵図に頼るという方法もあるとは思いますが、それがまず、行っていなかった。今回の原因の大半のところには、その考え方、まずは遺構を確認して、遺構が確認できなかった場合は、絵図等の次の二次史料に頼る</p>

	<p>という方法を取るべきだったと思います。それがまったく触れていないので、それをどこかに入れたほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>原因のところの9ページをご覧くださいと、試掘が十分ではなかったという認識は、今回の反省の中で私どもももたしています。平成30年度の試掘調査のところで問題が生じた原因ということで、平成30年度の成果が十分ではないことは、わかっていました。それが共有されて、組織として対応できなかったことは反省しています。それに対する対応策は、ご指摘のとおり、史跡を整備するときの基本的な考え方が、その時点ではそもそも不十分でした。防止対策の一番上に挙げました、ガイドラインと言いますか、職員が全員共有できるような基本的な考え方についてまとめ、共有していきたいと考えています。</p>
赤羽構成員	<p>報告書の16ページに、原因が(1)から(5)まで書かれています。一番大事なのは(5)番なんですよ。国民の財産である特別史跡を管理していることの認識の徹底、認識が甘いということです。ここは特別史跡だよという、それを扱っているという認識が、徹底的に欠損していることが、一番大きな問題だと思います。そのうえを見ると、共有、連携の仕組みが十分ではない、チェック機能と書いてありますが、そうではなくて、様々な整備事業が先行して、それを裏付けする保存調査、特に調査研究がおろそかになっていると、言わざるを得ない。高瀬先生がお話されたように、事前に発掘調査をしっかり行う。私も平成24年の試掘調査に立ち合わせていただきました。戦前、戦後の、一番西のところはいろんなことに使われていて、かなり荒れていると、現場を見て感じました。それが、こういう結果を招いたということの悔いに私自身なっていて、胸の痛む話です。整備事業を行う前提としての調査研究がおろそかになっているということが、今回の事故を起こした最大の要因ではないかと思います。特別史跡の管理を、国民から任されてやっているんだという意識と、やはり整備ということが先行して、調査研究がおろそかになっていたということが、今回の事故の最大の要因ではないかと思います。</p>
丸山座長	<p>内容は、ここに書かれています。これを読みながら、いろいろな事業を展開するのは難しいですね。ひとつのフローチャートを、事業で次に何が必要か。調査、発掘です。その間に、各部会で検討を行う。そのあとに設計をする。設計してもらったものも、もう一度戻して、調査、発掘と齟齬はないかとか。そういうフローチャートみたいなものを、事業に関して作られたほうが良いと思います。今回も、最後は現場にいきますよね。現場でも、事前のオペレーターに対する注意事項など必ず作る。オペレーターに何かあったら、戻って事務所なり、担当学芸員にいう。そういう事業に対するフローチャートを、民間では通常されていると思います。その中に発掘、調査、研究を各部会の中で検討できる、あるいはそこでやってもらうなど。この文章自体は、それでいいですけども、わかりにくいですね。現場担当者や、次の方に伝えると言われましたけど、どう伝えるのか。ぜひ、フローチャート作ってもらったほうが良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ご提案いただいたフローチャートのようなものを作ることについて</p>

	<p>てですが、今後、具体的に職員が守るべきものをまとめたマニュアル、ガイドラインのようなものを検討していくことを考えています。わかりやすい、内容がすぐ見たらわかるものを作っていきたいと考えています。</p>
<p>三浦構成員</p>	<p>2 ページの状況の説明について、お話したいです。先ほど現地を拝見して、下から 2 行目の石列の中には、柱を立てる束石とありますが、正確にいうと、正方形に加工した礎石です。その礎石が 1 間間隔で並んでいる。礎石と礎石の間には、間知石を地覆石として並べていると、きちんとそのように明記されないといけないですね。礎石を、施工できれいに成形して、しかもあまり大きくなくて、きれいな正方形に成形した礎石を使っている、地覆石が間知石を使っている、という 2 つの点からして 19 世紀のもので間違いないです。このところは、一定間隔で柱が立っていたから六番御蔵があったと書いてありますが、そういういい加減なことは書かないでください。なぜかという、六番御蔵は天保年間に新築されていますが、それ以前は、今回掘った場所のところに土塀が通っていたはずなので、土塀の遺跡と蔵の遺跡が重複しています。もちろん、土塀の遺構がなくなっている可能性はあります。どちらが出てきたか、明確にしないと行けません。石から出てきたことを見ると、19 世紀なので、従って天保の東である。従って六番御蔵で良いと思います。そのへんのところをきちんと分析していただかないといけないというのが、ひとつあります。非常に驚いたことは、ほかの国の史跡において、遺構の平面表示をするときには、発掘調査をして、発掘調査で出てきた礎石等は、なるべくそのかたちを維持して遺構表示をすることになっています。通常でしたら、1 間間隔で正方形に造った礎石が並んでいる間に間知石があって、地覆石が並んでいるとなったら、それを考慮して平面表示のかたちを考えるべきです。一定間隔に四角い石を、これを元の礎石を使うのではなくて、それらしいのを使えばいいんですけども、なるべく地下に埋まっている保護石を彷彿とさせるような四角い礎石を 1 間間隔、間を間知石がずらっと並んでいる。そういうかたちで平面表示を計画しないと行けないということです。通常は平面表示の仕方まで、整備検討委員会で検討するべきですが、ここ名古屋城ではやっていない。それは非常に由々しき事なので、今後はちゃんと検討していただきたいと思えます。平面表示をバカにはしてはいけません。これは、史跡の大事な保存です。表示の仕方自体も、委員会で諮る、それを載せていただきたいと思えます。</p> <p>それから 25 ページの今後の修復方針です。ここに書いてあることは、掘り出された石は概ね数が足りているとしか書いていないですが。現場を見て、基本的には礎石をとったようなかたちになっていましたから、きれいに、発掘調査の跡の掃除の仕方、きちんと掃除をすると、抜き取ったところがちゃんとわかります。間知石と礎石の平石の区別が、ちゃんとつくはず。これができるような埋蔵文化財の調査員でなければ、失格です。できる人を選んでください。私もいろいろなところで立ち会って、指導をしていますが、それくらいのことはどこの現場でもできていました。必ず、できます。そうすると数が足りないというのであれば、どこが足りないのか、きれいに掃除した結果わかります。その結果、掘り出した石を元のところに戻せるの</p>

	<p>か、戻せないのかの検討が必要です。全部に戻せるのであれば、戻したほうがいいです。これは修復ですから。どうしても戻らないのであれば、その場で今後また検討しなければいけないですが。そのへんの検討状況をきちんと、ここに有識者の会議と書いてありますが、どういう有識者がよくわかりませんが、考古学の発掘、専門の発掘をしている方と、建築学の専門家の両方が話し合わないといけないことです。石垣・埋蔵文化財部会だけで検討すると、正しくない。ほかの整備のところでも、考古の担当者と建築の担当者が協議して、話し合っで決めます。そのへんのところの意思の疎通をしっかりとやっていただきたいと思います。多分元に戻るだろうと思っています。</p>
事務局	<p>貴重なご提案をいただきました。まず、設計段階での現状変更許可申請を出す前に、必ず有識者会議にお諮りしたうえで、意見を伺い、修正するところは修正したうえで進めていきたいと考えています。また、修復に関して、厳しい意見をいただきました。石垣・埋蔵文化財部会に人を補強する方法もあり、先ほどご提案した調整会議で意見を伺いますので、多角的な角度からきちんと検証できるかたちで進めていきたいと考えています。</p>
麓構成員	<p>事故が起きてから、その原因と対策を考えることは重要です。この中で、一番直接的に関わるのは、実際に工事をしているときに学芸員が立ち会っていなかったことだと思います。いろんなことを考えていても、不測の事態は起きると思います。そこに学芸員がちゃんと立ち会っていれば、すぐに発見して、それに対処できることができると思います。そういうことができなかつたということが、一番直接的な原因だと思いますけどね。</p> <p>今後、学芸員が立ち会うことが書かれていますが、学芸員の仕事量といえますか、作業量というか、それが非常に大きなものがあります。今の人たちが、決してなまけていたわけではなくて、そこまで作業量としておよばなかつたということだと思います。今後は増員ということも考えられるでしょうけど。十分、こういう特別史跡、文化財に対して、何らかの現状変更行為を行う場合は、必ず立ち会える体制をちゃんと整える。それが一番重要だと思います。</p>
事務局	<p>再発防止対策の中でも書いていますが、すべての工事に学芸員が立ち会うようにしています。どの地区に配置するかということについては、実行書を書くようなかたちで、手順を含めて出していきたいと考えています。</p>
小濱構成員	<p>今日、現場を見て、事情を聞かせていただいて、一番の原因は、工事の設計図が間違っていたのではないかと思います。業者は設計通りに工事をしていたということですので、設計が間違っていたと。先ほどご説明があったように、遺構の誤認に基づいて、設計が間違っていたから、こういうことになったということでした。遺構の調査をもっときちんとやれば、間違った設計図にならなかつたかもしれませんけども。設計というのは、いろいろな人の見る目によって、いろいろな指摘ができるので、設計をされたら、いろいろなところに諮ってもらって、多くの人の目で見ってもらって、そうすると、ここがおかしいと</p>

	指摘されますので、そういうことをきちんと設計の中でやっていただきたいです。設計技術での、遺構の確認が不十分であったことが、ちゃんとわかってきたという雰囲気でしたけども。工事はきちんと、今麓先生が言われたように、学芸員の方が目を皿のようにしてきちんと工事の現場を見て。工事の掘削も一種の発掘調査になりますので。それをきちんと学芸員の方がやられるべきことであつたであろうと。その業者が、十分じゃないことによって、き損が生じたのではないかと思います。一番は工事の設計が間違っていたと思っています。
事務局	設計上の誤りがあったということですが、工事担当のみならず、対応策にも書いてありますが、設計の各段階において学芸員とも内容のチェックをする機会をきちんと設けて、内容について齟齬のないようにと思っています。
赤羽構成員	3ページの計画段階からの経緯で、令和元年10月に現状変更許可申請を提出して、令和元年11月に現状変更の許可がおりて、いろいろな工事に着手されています。現場を見て、六番御蔵も大変な状態ですけども、すでに遺構の平面表示も終わったと見られた五番御蔵は、どうされますか。五番御蔵も同じような課題を抱えているのではないかと思います。かなりコンクリートでがちがちに、表面を表示をしてありますけども。このへんについても、六番御蔵と同じような状況が想定されるのではないかと思います。五番御蔵については、今回まったく触れていませんが、五番御蔵については、どうお考えでしょうか。
事務局	五番御蔵についても、現在コンクリート基礎を打ったところに、地層が埋まっている状況です。掘削した際に、どの程度、地下の遺構に影響をおよぼしているかということが、現段階で確認できない状況です。今後しっかりとしかるべき方法をとって、遺構への影響がどの程度あったか、なかったかについての確認をしていきたいと考えています。
赤羽構成員	西之丸の整備が必要であることを考えれば、様々な工事が予定されると思います。もっと広く、全体的に試掘調査、あるいは発掘調査を実施し、全体を明らかにしないと怖いですよ。何かあるかわからないのが、今の状況です。なおかつ戦前、戦後から非常に活用されて、荒れているということがデメリットとしてあります。そういうところを、きちんと調査して、どういう整備をしていくかということを考える。先ほどお話ししたように、整備に先立つ調査研究を考えていかないといけないと思います。西之丸についても、今後整備を進めていくのなら、ぜひ原点にかえって、地下の状況というのをはっきりさせて、試掘調査、あるいは発掘調査ではっきりさせて進めていくことを、ぜひお願いしたいと思います。
高瀬構成員	五番御蔵ね、多分平面位置が間違っていると思います。六番御蔵も間違っていましたから。多分、六番御蔵との位置関係で、表示を考えられたと思いますので。五番御蔵も含めてどうするかということ、再検討されたほうが良いと思います。

事務局	五番御蔵も含めて、今後どういうふうにしていくかということ、再度検討していきたいと考えています。
瀬口座長	ではここで、平澤調査官さんに、今までのご感想をいただきたいと思います。お願いします。
平澤オブザーバー	<p>高瀬先生からの的確なご指摘をいただいたと思います。市長のコメントの中にもありましたように、先日、ご報告を受け、かなり複雑に記載されておりましたので、もう少し整理をされたほうが良いということで、具体的な指摘をさせていただきました。その点については、直されている部分があります。一方で、先ほど丸山先生からもご指摘されたとおり、これを仔細にわたってすべての職員が間違いなく理解し実行していくというのは、少し難しいところがあると思いますので、再発防止策の適合性を、さらに精査していただきたい。具体的なケースや、作業場内でも徹底して、実効性のあるかたちを整理して進めていただきたいと思います。いろいろ万全を期すというところで、相当いろいろなことが書いてあります。しかし、実効性を担保していただかないと、目的を達することはできません。今回の再発防止対策の主な目的は、遺構の保存です。確認、検査機能の過剰な充実とか、そういうことではないということを、しっかりと再認識いただくことが重要です。その中で重要なご指摘ありました。麓先生からは、不測の事態、エラーというのは必ず起き、エラーが起きたときに、その被害を最小限にするというところで、今回はその点がきちんと機能しなかったということもあると思います。今回のケースでいくと、設計が適切でなかったことや、現場の共通認識が適切でなかったとしても、例えばバックホウで石があたって、掘り出してしまったという事態になったときに、そこで何か大変なことが起こったということが、現場で共有されれば、そこで作業がストップできます。今回は、そこがそのままいってしまったということがあります。一連のことについて、文化庁でも非常に重く見ています。引き続ききちんと再発防止対策、検討を慎重にしていっていただく中で、三浦先生からは、現場の所見から、きちんとした手順でもって、抜けているのを修復するのは可能であるという助言をいただきました。その修復をきちんとやっていただきたいと思います。今回のこの議案をきっかけに、今後の具体的な事業の基礎を、改めてしっかり作っていただいて、遺構の保存が確実に図られるよう、部会の体制を整えていっていただきたいと思います。</p>
瀬口座長	<p>今のご意見をふまえて、今回だけではなくて、これから 20 年、30 年後の整備保存ということをおまえたものに、ぜひ仕上げたいと思います。</p> <p>では、先ほどのフローチャートみたいなもので、全体整備検討会議が、各部会にお諮りをするという、担当を諮ってもらうということになったようなので、西之丸の本件については、三浦先生のご意見もありますが、石垣・埋蔵文化財部会が招喚するというので、当部会にお諮りして、議論をしていただきたいということで、よろしいでしょうか。異論はないようなので、それをお願いします。</p>

	(3) 名古屋城天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の素案について
瀬口座長	議事の3番目、名古屋城天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の素案についてです。資料3を、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	<p>昨年8月に竣工時期の延期を公表した以降、工程の見直しについて、本市として、天守閣木造復元が実現可能なものとなる手順、工程に重きをおいて竹中工務店、文化庁、地元の有識者の皆様とご相談をしてきました。今回お示しする新たな工程の素案については、石垣等の追加調査や今後策定する石垣の保存方針に基づいて行う応急的な処置の期間、さらには現状変更許可手続きの要する期間など、不確定な要素が含まれています。あくまでも竣工時期というのは、本市が工程の見直しを検討する過程で、関係者の皆様よりいただいた様々な意見を積み上げた結果であると考えています。この全体整備検討会議においては、これまで検討してきた天守閣木造復元が実現可能な手順、工程について、本市の考え方に誤りがないかどうか、ご意見をいただきたいと思っています。ただ、先ほどご説明したとおり、名古屋城において、外構工事に伴い遺構をき損するという重大事案を発生させてしまったことについて、先生方からも厳しいご意見をいただいています。私どもとしては、この問題について真摯に向き合い、まずはその対処に全力をあげて取り組んでいきたいと考えています。今回発生した事案の重大さに鑑み、先ほどご説明した再発防止対策について、関係者の皆様のご理解をいただけるまでは、改めて天守閣木造復元のスタート位置に立つことができないと考えています。</p> <p>まず、資料3-1をご覧ください。現天守閣解体と天守閣木造復元の現状変更許可を一体で取得するイメージです。イメージには、全体のうえで大きく発掘調査等、現天守閣解体、穴蔵石垣の調査等、天守閣木造復元の4つに分けています。</p> <p>まず、左から2番目の現天守閣解体についてです。昨年4月に、現状変更許可申請を提出しましたが、現在、この現状変更許可申請については、文化庁様より指摘事項が示されているとともに、追加情報の提供が求められています。次に発掘調査です。今年度、内堀の発掘調査について現状変更許可を取得し、発掘調査を行ってきました。来年度以降ですが、できるだけ早い段階で御深井丸の発掘調査について現状変更許可を取得し、発掘調査に着手したいと考えています。この内堀の発掘調査と御深井丸の発掘調査の調査結果については、現天守閣解体の現状変更許可申請に対して求められている追加情報として提出したいと考えています。また文化庁様より、現天守閣の解体は、天守閣木造復元と一体で審議されるべきとのご指摘もいただいています。復元計画について改めて説明することを求められていることから、まずは天守閣木造復元の基本構造の精査、補強を行い、その中で基礎構造についても検討を進めていきたいと考えています。基礎構造の検討を進めるために基本構造の精査を進めながら、できるだけ早く穴蔵石垣の試掘調査を行いたいと考えています。基礎構造を検討する際には、穴蔵石垣に遺構が遺っていることを前提とするようご助言をいただいているので、この試掘調査では根石等遺構の残存状況を確認するなど必要な情報を得て、基礎構造の検討に際して、遺構を確実に保存・保護する計画に反映し、穴蔵石垣を適切に保存、修復していく</p>

	<p>ための基礎データとして、現天守閣解体の石垣への影響を検討するためにも活用したいと考えています。これについても追加情報として提出したいと考えています。これらの追加情報について文化議会でご審議いただき、一定のご理解が得られれば、復元検討委員会でお諮りいただける状況が整うと考えています。復元検討委員会を経て、解体と復元の現状変更許可申請を一体で申請し、許可を得た後、外部エレベーター等の解体に着手し、穴蔵の本格的な発掘調査を行うために、穴蔵石垣に接している土間の撤去を行い、調査に着手していきます。穴蔵石垣の発掘調査で得られた結果を反映し、基礎構造の見直しなど必要に応じて現状変更許可申請の変更を行うことを想定しています。復元工事の着手と変更の許可が得られた後になると想定しています。</p> <p>次に、資料 3-2 をご覧ください。名古屋城天守閣整備事業にかかると「新たな工程」の素案です。先ほどのイメージを時系列に配置したものが、新たな工程の素案となっています。新たな工程の素案については、天守閣の木造復元が実現可能な手順、工程とする。石垣等遺構の調査・保全については、全力をあげて取り組む。現天守閣解体と天守閣木造復元を一体として現状変更許可を取得する。復元工事の期間については、基本的に変更しない。工程の見直しについては、今年度中に全体整備検討会議に諮り、その後石垣部会、天守閣部会に諮った後、再び全体整備検討会議に諮り確定する。それを基本方針とします。この工程の中には、先ほどご説明したとおり、石垣等の追加調査、今後策定する石垣の保存方針に基づいて行う応急的な処置の期間、現状変更等の手続きに要する期間など不確定な要素が含まれています。工程については、延びることもあれば縮むこともあると考えています。現時点において不確定な要素については、波線で表示しています。</p> <p>新たな工程の素案の中身を、具体的にご説明します。まずは石垣等遺構の調査を集中的に行い、先ほどイメージでご説明した追加情報を、文化審議会に諮っていただけるように準備していきます。現天守閣解体の現状変更許可申請に対する追加情報を文化庁へ提出し、文化審議会においてご審議していただく中で天守閣木造復元についてご理解いただければ、復元検討委員会がスタートできるのではないかと考えています。その後、復元検討委員会に要する期間としては、およそ2年半を見込んでいますが、文化審議会に解体と復元を一体として現状変更許可を、その後に文化庁へ提出していきたいと考えています。復元検討委員会において審議される期間と並行して、石垣等遺構の調査結果をふまえ、石垣保存方針を、有識者からご意見を伺いながら策定します。その方針に基づき、天守台石垣をはじめ、対面の御深井丸の石垣など必要な箇所に対して応急的な処置を行うことを考えています。</p>
<p>瀬口座長</p>	<p>今ご説明のあった議事の(3)について、ご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>基本的に今までと同じですね。どこか変わったところがありますか。変わったところだけ説明してもらえますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまでと大きく変わったところは、竣工時期を決めるのではなく、必要な手順、工程を皆様のご意見をいただきながら積み上げていって、新たな工程の素案を考えていきたいということが、一番大きな</p>

	<p>変更点と考えています。そのうえで、皆様からいただいたご意見を基に、ある程度必要な期間を見込んで、この工程の素案をお示ししています。</p>
瀬口座長	<p>ご意見はありますか。</p>
赤羽構成員	<p>基本的な方針のところ、天守閣木造復元が実現可能な手順、工程とする、と書いてあります。実現可能な手順、工程というのは、ここに書いてあることに加えて、例えばバリアフリーの問題をどうするのかなど、史実に忠実ということで協議になっているエレベーターをどうするのかということ、さらには消防法などいわゆる建築基準法など、現在の基準にあうかたちでの調整で行うべきだと言われてはいますが、こういう法的な取組みというのは、基本的には入らないと考えられているのか。あるいは全体整備の会議には出されないというお考えなのか、どちらですか。</p>
事務局	<p>ただ今のご質問ですが、当然ながら天守閣を木造復元する際に、地震に対する安全性、火災に対する安全性など、復元検討委員会にお示ししていく必要があると考えています。バリアフリーについても、当然ながら現代の建物として求められる部分があります。これについては、復元と並行するかたちで新技術を公募します。その新技術によって、バリアフリーをクリアしていこうと考えています。これについても、今後公募する中で新しい照合する技術が確定したら、全体整備検討会議でお諮りし、先生方のご意見をお伺いしたいと考えています。</p>
三浦構成員	<p>資料 3-1 の穴蔵石垣の調査等の下のほう、現状変更許可の下に穴蔵土間撤去と書いてありますが、一体何を撤去するのですか。現代の天守閣の、地下階の全体的な床を撤去するということですか。</p>
事務局	<p>穴蔵の土間撤去というのは、今の天守閣の基礎は穴蔵石垣、内部石垣よりも約 1.5m 離れたところにあります。その隙間をコンクリートの土間構造で床を造って、仕上げられています。この部分については、先行して解体をしても現天守閣に構造的に影響を与えるわけではありません。解体に先立って、まずはこの部分を撤去し、穴蔵石垣の根石部分について、発掘調査を行っていきたくと考えています。</p>
三浦構成員	<p>土間というのは、床ではなくて、石垣と地下階の間の隙間の部分なんですね。</p>
事務局	<p>隙間の部分を覆っているコンクリートの床です。</p>
三浦構成員	<p>ちゃんと表現を書いておかないと、この書き方では地下階の、現在の新建材、床材を剥がすのかと思いました。</p>
高瀬構成員	<p>石垣の調査ですが、今年度に石垣の詳細調査を行っていて、来年度以降、追加調査というのを考えられていますが、今行っている調査と追加調査の中身は、どういうことなのでしょう。</p>

事務局	<p>詳細調査については 天守台の、従来石垣カルテと呼んでいた詳細調査の記録を作成しています。一度作ったものを見直しています。そのうえで、石垣の評価をそれに基づいてやり直すことを、今年度行いました。先日の石垣部会に、それについて、天守台部分だけですがご報告しました。その石の劣化状況や、石垣としての構造上の問題のご指摘をいただきました。追加調査として、特に石垣の北側の、孕みだしの部分について、石垣の内面の構造というか、裏側をもう一度よく調べたほうが良いというご意見をいただいたので、レーダー探査を石垣に対して、来年度もう一度やれればと思っています。追加調査として今検討しているのは、レーダー探査です。今までは縦方向に行っていましたが、横方向に1本入れてみたらどうかというご意見をいただいたので、そういったものを追加調査として新年度以降考えています。</p>
小濱構成員	<p>資料 3-2 の工程表ですが、イメージ的には非常にゆったりしているなという気がします。波線の部分の進み具合は、いくらでも変わるような気がします。2020 年から 2028 年まで書かれていますが、こんなにここまでかかるのですか。見通しをお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>先ほどご説明したように、まだ復元検討委員会のスタート位置に立っている状況ではありません。今後、石垣の調査が進んでいって、事業を進めていく中でこの点線の部分が固まってくると考えています。現時点においては、これはひとつの目安として工程表をお出ししました。これについては、先ほどご説明したように、今後の進み方によって、様々に変化していくものです。この工程について、いろいろなものが決まってきた段階で、全体整備検討会議に再度お示しをして、ご意見を伺いたいと思っています。</p>
瀬口座長	<p>この件については、石垣部会、天守閣部会、それぞれ関係する部分について議論をしていただく。そして、その後全体整備検討会議に諮っていくということですので、よろしくお願ひします。 それでは、全体を通して何かありますか。</p>
丸山副座長	<p>恐縮ですが、資料 1-3 です。現状の庭園部会のところ。 (1) 二之丸庭園の整備に関する事はいいですけども、その他特別史跡名古屋城跡の庭園等ってありますが、庭園等とはどこのことを言っていますか。カヤの木を見せてもらって、植栽、そういうのが関係しているのかと思います。今でも西之丸の目立つのを切ったり。どうですかって言われて、私の判断で切ったらどうですかって、剪定の話もしています。等に入るのであれば、こういうものははっきり書いてもらったほうが良いのではないかと思います。庭園等の等ですね。 名古屋城跡の庭園というのは、茶庭のところがあります。どういうところをしめしているのか。わからないですね。</p>
事務局	<p>ご指摘の (2) の検討内容ですが、庭園等という書き方ですが、言われるように茶庭等ということで、不明確な部分もあります。一方で植</p>

	<p>裁に関する事など、ご相談させていただいている実状があります。実状にあうようなかたちで、検討内容についても修正を考えていきたいと思ひます。</p>
丸山副座長	<p>特に石垣の上の植栽が、今日もざっと見ていただひぶ樹木に絡んだ草など、全然整備されていませんよね。いつも見ていますが、なかなか進まないのひ気になっています。少なくともセイヨウカズラなどがついていくと、木が枯れてしまひます。そういうのは、どこでやってもらえるのか。例えば全体整備の中で、もう一度、城内の樹木がどうなっているかということも。はつきり書いてもらったほうが、私も言いやすいので、お願ひします。</p>
事務局	<p>ご指摘のように、修正を検討いたします。</p>
瀬口座長	<p>それでは、平澤調査官にもう一度お願ひしてもいいですか。感想でもいいので、お願ひします。</p>
平澤オブザーバー	<p>様々な検討があり、今後、しかるべきことをよく確認していただくとともに、進め方についてもしかるべきよう、新たな全体管理の構成も、ご議論いただいたということだと思ひますので、継続的にご検討いただけるよう、改めてお願ひいたします。</p>
瀬口座長	<p>それでは終わりということで事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>本日は、ありがとうございました。本日いただいたご意見をもとに、特に議題にしたき損事故に対する再発防止対策については、今後も最終案にすべく修正等に取り組んでいきたいと思ひます。今後もご指導、ご助言をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、本日の会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。+</p>